

議案第3号

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する
要綱の制定について

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を次のように制定する。

平成29年2月14日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茂原市立小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に防犯カメラを設置し、その管理運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防等を目的として、学校等に継続的に設置するテレビカメラ装置及び画像表示装置で、映像録画機器を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより録画した映像をいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、茂原市個人情報保護条例(平成17年茂原市条例第2号)の趣旨にのっとり、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び管理運用は、その目的の達成に必要な範囲内で行うこと。

(2) 防犯カメラの設置場所は、犯罪の抑止、予防及び再発防止のために必要と認められる場所とし、地域住民のプライバシーに配慮すること。

(3) 防犯カメラの設置場所は、学校等の関係者に周知すること。

(4) 防犯カメラの設置場所付近の見やすい箇所に、防犯カメラが作動中である旨を掲示すること。

2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 画像は、犯罪防止等の必要な場合を除くほか、その目的以外に利用し、又は外部に提供してはならない。

(2) 防犯カメラは24時間稼働するものとし、その画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して1週間以内とする。

(3) 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

(管理運用責任者)

第4条 防犯カメラの適正な管理運用を行うため、防犯カメラ管理運用責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は、学校長及び幼稚園長とし、次に掲げる事務を行う。

(1) 防犯カメラの点検、維持管理及び設置場所の保守に関すること。

(2) 画像の取扱いに関すること。

(画像の提供等)

第5条 責任者は、法令に基づく照会又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合は、学校教育課長に報告し、協議するものとする。

2 責任者は、前項の照会に基づき、必要と認められる画像の内容及び範囲を選択するものとする。

3 責任者は、協議の結果に基づき画像を提供したときは、その旨を記録しなければならない。

(苦情等への対応)

第6条 責任者は、市民等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(守秘義務)

第7条 防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

提案理由 茂原市立小学校、中学校及び幼稚園に防犯カメラを設置し、その管理運用にかかわる要綱を定め、適正な運用を図ろうとするものです。